

平成 29 年度現金出納検査執行方針・着眼点・実施計画

1 検査の執行方針

会計管理者及び公営企業管理者から提出された現金出納検査調書（以下「調書」という。）に基づき、毎月末現在における現金出納の帳尻（財務会計システム等により作成された諸帳簿の計数）と現金の所在（金融機関から提出された残高証明書等の計数）を照合確認するとともに、当該月に係る資金運用状況・借入状況の調査、収入支出証拠書類の点検を行う。

2 検査の着眼点

- (1) 調書と収入、支出に係る経理簿の計数は符合しているか
- (2) 調書と残高証明書の計数は符合しているか
- (3) 収入支出手続きは適正に行われているか
- (4) 現金は確実かつ有利な方法で保管・運用されているか
- (5) 一時借入金の額は予算の範囲内であるか
- (6) その他、調書等に表示された計数から、事務処理の誤りが疑われるものはないか

3 検査の実施計画

- (1) 5月、7月及び1月は、会計管理者及び公営企業管理者の出席を求め、監査委員全員で検査を行い、それ以外の月は、代表監査委員が検査を行う。

なお、職員による予備検査は、毎月行うものとするが、現金の保管状況（預金証書等）の確認については、原則として検査対象月の翌月初日に行うものとする。

検査対象月	予備検査日	検査日	収入支出証拠書類の重点点検対象事項 ※
平成 29 年 3 月	4 月 26 日(水)	4 月 27 日(木)	【収入】 諸収入 【支出】 公債費、基金
4 月	5 月 25 日(木)	* 5 月 26 日(金)	【収入】 分担金及び負担金 【支出】 民生費、衛生費
5 月	6 月 23 日(金) 医療局・企業局 6 月 26 日(月) 出納局	6 月 26 日(月)	【収入】 使用料及び手数料 【支出】 労働費、災害復旧費
6 月	7 月 27 日(木)	* 7 月 28 日(金)	【収入】 歳入歳出外現金 【支出】 教育費、諸支出金
7 月	8 月 23 日(水)	8 月 24 日(木)	【収入】 寄附金 【支出】 議会費、農林水産業費
8 月	9 月 25 日(月)	9 月 26 日(火)	【収入】 財産収入 【支出】 商工費、警察費
9 月	10 月 25 日(水)	10 月 26 日(木)	【収入】 分担金及び負担金 【支出】 諸支出金、特別会計
10 月	11 月 22 日(水)	11 月 24 日(金)	【収入】 使用料及び手数料 【支出】 総務費、公債費
11 月	12 月 25 日(月)	12 月 26 日(火)	【収入】 寄附金 【支出】 土木費、災害復旧費
12 月	1 月 26 日(金)	* 1 月 29 日(月)	【収入】 使用料及び手数料 【支出】 農林水産業費、教育費
平成 30 年 1 月	2 月 26 日(月)	2 月 27 日(火)	【収入】 基金 【支出】 民生費、特別会計
2 月	3 月 26 日(月)	3 月 27 日(火)	【収入】 分担金及び負担金 【支出】 土木費、基金

※ 公営企業会計については、収入支出事務全般について点検を行う。

- (2) 5月、7月及び1月の検査月においては、下記事項についても説明を求めるものとする。

検査月（検査対象月）	説明をを求める事項
平成 29 年 5 月（4 月）	歳計現金等の収支見通し、公営企業会計決算見込み
7 月（6 月）	普通会計決算見込み、（公営企業会計監査）
平成 30 年 1 月（12 月）	年度末までの歳計現金等の収支見通し、公営企業会計の経営見通し